

## 新規申請時の提出書類

- (1) 屋外広告物許可申請書 2部
- (2) 添付書類
  - ① 位置図
  - ② 形状、寸法及び構造に関する仕様書
  - ③ 構造図
  - ④ 彩色広告模写図
  - ⑤ 建築物を利用する広告物にあつては、建築物の構造図及び立面図

## 関連する手続

- (1) 広告物の高さが 4 m を超える場合
  - ・ 建築基準法による工作物の確認が必要ですので、行政機関や指定確認検査機関の建築確認申請受付窓口で必要な手続をしてください。
- (2) 広告物を道路上に掲出する場合
  - ・ 道路法による道路占用の許可が必要ですので、道路管理者に対し必要な手続をしてください。
  - ・ 道路交通法による道路使用の許可が必要ですので、所轄の警察署に対し必要な手続をしてください。
  - ・ なお、突出広告物については、国道及び県道では、自家広告物以外道路占用を認めておりませんので留意してください。